\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_町内会防犯カメラ設置・運用要領

１　趣旨

　　個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、西尾市　　　　　　　町内会　が設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定め、その適正な設置運用を図る。

２　設置目的敷地

　　防犯カメラは、　　　　　　　　町　における犯罪防止や事故防止のために設置する。

３　設置の場所等

1. 設置台数

防犯カメラの設置台数は　　　台とする。

（２）設置の表示

　　　防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。（表示する設置者名　　　　　町内会　）

４　管理責任者等

（１）防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。

（２）管理責任者は、　　　　　 　とする。

（３）操作取扱者は、　　　　　　　　　　　とする。

５　画像の管理

1. 保管場所

録画装置の保管場所は、管理責任者が施錠を行うなどして、適正に管理する。　保管場所：

1. 立ち入り制限

保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。　保管管理責任者

1. 保存期間

録画データの保存期間は、記録容量および録画設定等に準拠する。

1. 画像の不必要な複製等の禁止

記録された画像の不必要な複製や加工を行わない。

1. 画像の消去

保存期間を経過した画像は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去する。記録媒体を処分するときは、管理責任者を含め複数人で完全に消去されたことを確認の上処分し、処分した日時、方法等を記録する。

録画容量を超えるデータは上書きにより削除される。

６　画像の利用及び提供の制限

（１）記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しない。また、次の場合を除き第三者に提供しない。

　　ア　法令に基づく場合

　　イ　市民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

　　ウ　捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対

　して、協力する必要がある場合

　　エ　本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

（２）閲覧・提供にあたっては、相手先から身分証明書の提示を求めるなど身元の確認を行い、閲覧・提供した日時、相手先、目的・理由、画像の内容等を記録する。

７　苦情等への対応

　　設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　町内会長殿

防犯カメラ設置同意書

* 町内会は、町内の安全と犯罪の防止の為、

(場所)　　　　　　　　　　　　　　に防犯カメラを設置する。

* 防犯カメラ設置後の運用については別に定める要領に従い、個人のプライバシーを不当に侵害しない。
* カメラの撮影範囲に住宅が含まれ、その住人の生活の様子等が撮影されてしまうおそれが高い場合には、事前に住人の同意を得る。

上記事項について町内会長から説明を受け、　　　　　町内会住民は代表者の署名押印を持ってこれに同意します。

|  |  |
| --- | --- |
| 代　表　者　氏　名 | 印 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

　　　　年　　月　　日

　　　　　町内会長殿

防犯カメラ設置同意書

　　　　　　　町内会による防犯カメラの設置にあたり、当方が所有する土地・住宅が防犯カメラの撮影範囲内にあることについて、町内会長から説明を受けました。

当方のプライバシーが不当に侵害されないことを確認し、設置に同意します。

所有者住所

〃　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日

　　　　　町内会長殿

防犯カメラ設置同意書

　　　　　　　町内会の防犯カメラが、当方の所有する土地・建物等に設置されることについて町内会長から説明を受けました。

防犯カメラの設置について、土地・建物等の所有者として同意します。

所有者住所

〃　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印